

障害福祉サービス費等の報酬算定構造

令和3年度見直し箇所

:

赤字

目 次

居宅介護サービス費	1
重度訪問介護サービス費	2
同行援護サービス費	3
行動援護サービス費	4
療養介護サービス費	5
生活介護サービス費	6
経過的生活介護サービス費	8
短期入所サービス費	13
重度障害者等包括支援サービス費	15
施設入所支援サービス費	16
経過の施設入所支援サービス費	17
機能訓練サービス費	22
生活訓練サービス費	23
宿泊型自立訓練サービス費	24
就労移行支援サービス費	26
就労移行支援（養成）サービス費	28
就労継続支援A型サービス費	29
就労継続支援B型サービス費	32
就労定着支援サービス費	35
自立生活援助サービス費	36
共同生活援助サービス費	37
計画相談支援給付費	41
障害児相談支援給付費	42
地域相談支援給付費（地域移行支援）	43
地域相談支援給付費（地域定着支援）	44
福祉型障害児入所施設給付費	45
医療型障害児入所施設給付費	49
児童発達支援給付費	51
医療型児童発達支援給付費	59
放課後等デイサービス給付費	60
居宅訪問型児童発達支援給付費	66
保育所等訪問支援給付費	67

○計画相談支援給付費

基本部分		注 居宅介護支援費 重複減算Ⅰ	注 居宅介護支援費 重複減算Ⅱ	注 介護予防支援費 重複減算	注 特別地域加算
イ サービス利用支援費	(1)機能強化型サービス利用支援費(Ⅰ)	(1月につき1,864単位)	-572単位	-881単位	+15/100
	(2)機能強化型サービス利用支援費(Ⅱ)	(1月につき1,764単位)	-572単位	-881単位	
	(3)機能強化型サービス利用支援費(Ⅲ)	(1月につき1,672単位)	-572単位	-881単位	
	(4)機能強化型サービス利用支援費(Ⅳ)	(1月につき1,622単位)	-572単位	-881単位	
	(5)サービス利用支援費(Ⅰ)	(1月につき1,522単位)	-572単位	-881単位	
	(6)サービス利用支援費(Ⅱ)	(1月につき732単位)	-92単位	-16単位	
ロ 継続サービス利用支援費	(1)機能強化型継続サービス利用支援費(Ⅰ)	(1月につき1,613単位)	-623単位	-932単位	
	(2)機能強化型継続サービス利用支援費(Ⅱ)	(1月につき1,513単位)	-623単位	-932単位	
	(3)機能強化型継続サービス利用支援費(Ⅲ)	(1月につき1,410単位)	-623単位	-932単位	
	(4)機能強化型継続サービス利用支援費(Ⅳ)	(1月につき1,360単位)	-623単位	-932単位	
	(5)継続サービス利用支援費(Ⅰ)	(1月につき1,260単位)	-623単位	-932単位	
	(6)継続サービス利用支援費(Ⅱ)	(1月につき606単位)	-278単位	-16単位	
※ 令和3年9月30日までの間は、基本報酬について、所定単位数の1,001/1,000に相当する単位数を算定する。					
利用者負担上限額管理加算(月1回を限度)		(1回につき150単位を加算)			
初回加算		(1月につき300単位を加算)			注 新規に計画作成を行った場合であって、サービス等利用計画書の作成に一定の期間を要するなどの条件を満たす月について、その月数分の初回加算を重ねて算定
主任相談支援専門員配置加算		(1月につき100単位を加算)			
入院時情報連携加算	イ 入院時情報連携加算(Ⅰ)	(1月につき200単位を加算)			注 初回加算と選択することし、併給不可
	ロ 入院時情報連携加算(Ⅱ)	(1月につき100単位を加算)			
退院・退所加算(3回を限度)		(1回につき200単位を加算)			注1 基本報酬算定月は算定不可 注2 初回加算との併給不可
居宅介護支援事業所等連携加算(訪問、会議参加、情報提供それぞれ月1回を限度)		(情報提供以外:1月につき300単位を加算) (情報提供:1月につき100単位を加算)			
医療・保育・教育機関等連携加算		(1月につき100単位を加算)			注 初回加算又は退院・退所加算を算定し、かつ、退院又は退所する施設の職員のみから情報の提供を受けている場合は併給不可
集中支援加算(訪問、会議開催、会議参加それぞれ月1回を限度)		(1月につき300単位を加算)			
サービス担当者会議実施加算		(1月につき100単位を加算)			注1 基本報酬算定月は算定不可 注2 会議参加については入院時情報連携加算(Ⅰ)及び退院・退所加算と選択することし、併給不可
サービス提供時モニタリング加算		(1月につき100単位を加算)			
行動障害支援体制加算		(1月につき35単位を加算)			
要医療児者支援体制加算		(1月につき35単位を加算)			
精神障害者支援体制加算		(1月につき35単位を加算)			
ピアサポート体制加算		(1月につき100単位を加算)			
地域生活支援拠点等相談強化加算(月4回を限度)		(1回につき700単位を加算)			
地域体制強化共同支援加算(月1回を限度)		(1回につき2,000単位を加算)			

○障害児相談支援給付費

基本部分			注 特別地域加算	
イ 障害児支援利用援助費	(1)機能強化型障害児支援利用援助費(Ⅰ)	(1月につき2,027単位)	+15/100	
	(2)機能強化型障害児支援利用援助費(Ⅱ)	(1月につき1,927単位)		
	(3)機能強化型障害児支援利用援助費(Ⅲ)	(1月につき1,842単位)		
	(4)機能強化型障害児支援利用援助費(Ⅳ)	(1月につき1,792単位)		
	(5)障害児支援利用援助費(Ⅰ)	(1月につき1,692単位)		
	(6)障害児支援利用援助費(Ⅱ)	(1月につき815単位)		
ロ 継続障害児支援利用援助費	(1)機能強化型継続障害児支援利用援助費(Ⅰ)	(1月につき1,724単位)		
	(2)機能強化型継続障害児支援利用援助費(Ⅱ)	(1月につき1,624単位)		
	(3)機能強化型継続障害児支援利用援助費(Ⅲ)	(1月につき1,527単位)		
	(4)機能強化型継続障害児支援利用援助費(Ⅳ)	(1月につき1,476単位)		
	(5)継続障害児支援利用援助費(Ⅰ)	(1月につき1,376単位)		
	(6)継続障害児支援利用援助費(Ⅱ)	(1月につき662単位)		
※ 令和3年9月30日までの間は、基本報酬について、所定単位数の1.001/1.000に相当する単位数を算定する。				
利用者負担上限額管理加算(月1回を限度)				
(1回につき150単位を加算)				
初回加算			注 新規に計画作成を行った場合であって、サービス等利用計画案の作成に一定の期間を要するなどの条件を満たす月について、その月数分の初回加算を重ねて算定	
(1月につき500単位を加算)				
主任相談支援専門員配置加算				
(1月につき100単位を加算)				
入院時情報連携加算	イ 入院時情報連携加算(Ⅰ)	(1月につき200単位を加算)		
	ロ 入院時情報連携加算(Ⅱ)	(1月につき100単位を加算)		
退院・退所加算(3回を限度)			注 初回加算と選択することとし、併給不可	
(1回につき200単位を加算)				
保育・教育等移行支援加算(訪問、会議参加、情報提供それぞれで月1回を限度)			注1 基本報酬算定月は算定不可 注2 初回加算との併給不可	
(情報提供以外:1月につき300単位を加算) (情報提供:1月につき100単位を加算)				
医療・保育・教育機関等連携加算			注 初回加算又は退院・退所加算を算定し、かつ、退院又は退所する施設の職員のみから情報の提供を受けている場合は併給不可	
(1月につき100単位を加算)				
集中支援加算(訪問、会議開催、会議参加それぞれで月1回を限度)			注1 基本報酬算定月は算定不可 注2 会議参加については入院時情報連携加算(Ⅰ)及び退院・退所加算と選択することとし、併給不可	
(1月につき300単位を加算)				
サービス担当者会議実施加算			(1月につき100単位を加算)	
(1月につき100単位を加算)				
サービス提供時モニタリング加算			(1月につき100単位を加算)	
(1月につき100単位を加算)				
行動障害支援体制加算			(1月につき35単位を加算)	
(1月につき35単位を加算)				
要医療児者支援体制加算			(1月につき35単位を加算)	
(1月につき35単位を加算)				
精神障害者支援体制加算			(1月につき35単位を加算)	
(1月につき35単位を加算)				
ピアサポート体制加算			(1月につき100単位を加算)	
(1月につき100単位を加算)				
地域生活支援拠点等相談強化加算(月4回を限度)			(1回につき700単位を加算)	
(1回につき700単位を加算)				
地域体制強化共同支援加算(月1回を限度)			(1回につき2,000単位を加算)	
(1回につき2,000単位を加算)				

○地域相談支援給付費(地域移行支援)

基本部分		注 特別地域加算
地域移行支援サービス費	イ 地域移行支援サービス費(Ⅰ) (1月につき3,504単位) ロ 地域移行支援サービス費(Ⅱ) (1月につき3,062単位) ハ 地域移行支援サービス費(Ⅲ) (1月につき2,349単位)	+15/100
※ 令和3年9月30日までの間は、基本報酬について、所定単位数の1,001/1,000に相当する単位数を算定する。		
初回加算	(1月につき500単位を加算)	
集中支援加算	(1月につき500単位を加算)	
退院・退所月加算	(1月につき2,700単位を加算)	注 入院期間が3月以上1年未満の場合 +500単位
障害福祉サービスの体験利用加算	イ 障害福祉サービスの体験利用加算(Ⅰ) (1日につき500単位を加算) ロ 障害福祉サービスの体験利用加算(Ⅱ) (1日につき250単位を加算)	注 地域生活支援拠点等の場合 +50単位
体験宿泊加算	イ 体験宿泊加算(Ⅰ) (1日につき300単位を加算) ロ 体験宿泊加算(Ⅱ) (1日につき700単位を加算)	注 地域生活支援拠点等の場合 +50単位
ピアサポート体制加算	(1月につき100単位を加算)	
居住支援連携体制加算	(1月につき35単位を加算)	
地域居住支援体制強化推進加算(月1回を限度)	(1回につき500単位を加算)	

○地域相談支援給付費(地域定着支援)

基本部分			注 特別地域加算	
地域定着支援サービス費	イ 体制確保費 (1 月につき306単位)		+15／100	注 地域生活支援拠点等の場合 +50単位
	ロ 緊急時支援費	(1) 緊急時支援費(Ⅰ) (1 日につき712単位)		
		(2) 緊急時支援費(Ⅱ) (1 日につき95単位)		
※ 令和3年9月30日までの間は、基本報酬について、所定単位数の1,001／1,000に相当する単位数を算定する。				
ピアサポート体制加算 (1 月につき100単位を加算)				
日常生活支援情報提供加算(月1回を限度) (1 回につき100単位を加算)				
居住支援連携体制加算 (1 月につき35単位を加算)				
地域居住支援体制強化推進加算(月1回を限度) (1 回につき500単位を加算)				